

過去から現在に至るまでの 日本政府のラオスに対する司法分野の技術面支援

ラオス人民民主共和国中部高等人民検察院民事事件検討課課長

ラッタナポーン・パパックデイ

人材育成は、開発途上国・ラオスの社会経済発展にとって重要な課題であります。

党及び政府も、常にそれを基本的な課題としてとらえ、その解決にあたってきており、法律分野人材及び裁判官の育成もその課題のうちの一つです。長期にわたって、司法分野の人材育成は政府からの予算が割り当てられる以外に諸外国及び国際機関から多大な支援を受けてきました。技術支援、専門家のサポート、交流訪問、見学、資金・物資面のサポートなどの形で行われる日本政府、JICAの支援もそのうちの一つです。

日本による法整備支援は長期に渡って実施され、ラオスの司法分野職員の専門的能力を向上させるために支援を強化しています。それは司法分野人材の法律専門性を高めて育成していくための支援を意味します。本プロジェクトは非常に優れたプロジェクトとして高い生産性を発揮し、長期にわたって直接的及び間接的に様々な成果を上げていることを私は目の当たりにし、触れることもできました。

直接的な成果とは、対象グループ内の職員つまり司法分野の諸機関からのメンバーに直接働きかけるもので、彼らは、ラオスの多くの機関の専門家と日本の法律家との共同研究、業務を通して理解を深め、専門性を高めています。特定のトピックを通して専門家である教員から受ける訓練は、ある一定のレベルで法律を活用又は説明できるようにしてくれます。メンバーの中には上記訓練を経ることで自身が所属する分野または組織にて指導的立場に昇格する者もいます。

間接的な成果とは、これまで作成されたハンドブックを活用しての普及活動、法律に関する問題の説明会を通して地方の法律家の理解を促進することです。それは法律条文に対する理解・解釈を中央と地方との間で統一し、また各地方で発生した問題がそれぞれ異なった特徴を持っていることが分かり、それらが蓄積された経験として着実な進歩へとつながっています。

その他、ラオスの法制度を社会経済状況と合致したものにし、またより良い国際社会とのかかわりを構築するのに役立っています。ご存知のように、ラオスの民法典は、日本からの資金及び技術面の支援を受け、非常に長い期間をかけて起草されました。ラオスの法律家と日本の専門家及び経験を備えた教員が研究を重ねた結果、ラオス初の民法典が出来上がり、現在施行され、ラオスの法制度における大変重要な一歩、新しい顔となったのです。民法典は、我が国を目標としている法治国家へ導くために、法律をより明瞭、整然とさせ、先進的なものにしました。すべては、本プロジェクト、つまり日本政府から技術面及び資金面のご支援のおかげで、このようなご支援をいただかなかっただら、成功することがありませんでした。

支援を通し、私たちはフェーズごとにハンドブック作成という成果を目にしてきました。民法及び刑法に関する問答集、民事訴訟及び刑事訴訟手続きチャート、並びに経済関連法分野の各法律ハンドブックやその他多くの成果です。これら書籍は、大きい括りとしては司法分野、また限定した括りとしては私たち人民検察院の職員、教師及び学生にとって最良の成果であり、中央及び地方の人民検察院がそれらを実際の業務に活用することで知識レベルを向上させ、技術的改善や法の執行を強化するよう促すのです。例えば、専門職員の研修、技術的問題の説明、中央及び地方の職員同士がより多く交流するための実際の経験の活用、実際の経験の取得ならびに検察職員の業務遂行の質及び法律との一致を保証するために残っている問題の解決などです。同時に法整備支援は私たちの人民検察院の人材面を強化してくださっています。日本の支援プロジェクト内の小グループメンバーとして研究に参加する職員は現在に至るまで日に日に多くなり、中には組織内での指導的立場となる職員もいます。例えば、最高人民検察院研修所ポーンペット・ウンケーオ氏、最高人民検察院国際協力・計画局副局長カムペット・ソムウォラチット氏らです。諸氏は何年もの長期間プロジェクトに携わってきているだけでなく、日本側から得た技術知識を自らの責務として組織内部の授業、トレーニングを通して後輩の検察職員らに伝えています。

私は2014年（法律人材育成強化プロジェクト）より現在（法の支配発展促進プロジェクト）まで日本の支援プロジェクトに参加する機会を得まして、本プロジェクトが多くの方法（研究、意見交換会、普及）を通して司法分野の職員らを等しくサポートしてくださっているのを目にしています。各フェーズで法律に関する何らかのトピックを選び、それを研究し、司法分野職員の専門性の根拠となるハンドブックを作成することは合理的であり、各フェーズで発生した問題に対応したものとなります。私は、民法経済及び民法論グループに参加し、経済紛争解決法、労働法及び（現在作成中の）判決書作成に関するハンドブックの作成に携わったことで、それら法律に対する理解を深められ、また、それらトピックと関連のある日本の法律についても学ぶ機会を持つことができました。様々なトピックに関して日本での研修を受ける機会をいただき、私の知る世界もより広いものとなりました。この他、グループの中で司法分野の専門家たちと共に働くことで、私は法律ハンドブックの作成における知識及び技術をより多く得られ、順序立てて法的問題を説明できるようにもなりました。これらはすべてラオスの専門家及び日本の専門家、教員の中で働くことにより身についたものであり、問題の観察、法的問題の区別及び分析、仕事の進め方に多くの角度を持てるようになり、自身の業務の中でそれら経験を活用できるようになりました。私自身も、中部高等人民検察院民事事件検討課課長として、課内職員のトレーニングを行う、文書を作成する、また中部地方諸県の人民検察院専門職員らと会議を行う際にプロジェクトで得た経験及び作成された様々なハンドブックを活用しています。すべてのハンドブックは中央及び地方にとっての良き拠り所となっています。

我が国は開発途上国であり、とりわけ司法分野において、優秀な人材を必要としております。現状では職員の専門性強化のために教科書、ハンドブック、研修、法律の普及が必要とされています。ラオスを法治国家へと建設していく戦略目標を達成するためには、司

法分野の人材面の知識・能力向上と同時に様々な法律が相互に合致するように改善及び制定していく必要があります。また、今後も日本が、これまで述べてきた形の援助を続けてくださることを期待します。

これまでの成果だけでなく、人材育成における問題・課題も同時にあります。例えば、司法分野に対する政府予算の制限はセクター開発事業の問題及び障害となっています。改正及び新設された法律に対する法律専門職員の理解度の低さ、中央と地方での法執行に差異があることも問題です。そこで外国、とりわけ日本から良き経験を吸収することで、ラオスの社会経済状況に合致させ、改善し、利用するため、現在及び今後の系統的継続的な人材育成が大いに必要となっています。

したがって、私は、司法分野の職員育成のために日本の法整備支援が継続され、これまで以上に多くの形で行われていくことを希望しています。今後もこのような形での支援が継続されることを望みます。なぜなら、様々な法律の改善及び制定には知識、能力のある職員ならびに助言できる経験豊富な専門家が必要であるためです。法律の改善以上に、法律又はその条文、とりわけ民法典及び刑法典の教科書、解説書の作成も必須であり、現在の課題です。新しく制定された多くの条文は法律家の理解不足を招き、十分には執行されないかもしれません。法律の解説書又はハンドブックの作成と同様に、普及事業も、司法分野の人材強化、中央と地方での理解の統一化、各分野の法律が制定された内容通りに執行されることを保証する上での重要な要素となります。

最後に日本政府、JICAプロジェクト、法の支配発展促進プロジェクト並びにラオスの司法分野人材の育成、専門性の向上に協力していただいた日本の専門家及び教員の皆様に御礼申し上げます。現在、私は、民法グループのメンバーとして慶応大学に留学させていただき、自身を高めるチャンスもいただきました。ありがとうございました。